

第117号

令和2年11月1日発行
(公社)札幌西法人会

札幌西法人会

検索

e-mail info@nishi-houjinkai.or.jp



●発行所 公益社団法人札幌西法人会 〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地北海道建設会館2F ☎231-0763 FAX241-3216



2. 8. 27 理事会・福利厚生制度連絡協議会

目 次

インターネットセミナーのご案内	2
北海道法人会連合会 税制改正の提言	3～10
新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策提言	10
京都のALS嘱託殺人事件を機に安楽死問題を考える	11～12
私たちが公益法人を支えます（新入会員）	12
北海道赤十字血液センターに「テント」寄贈	12
札幌市からのお知らせ（特別徴収）	13
国税庁からのお知らせ（年末調整手続の電子化）	14～15
参考図書無料贈呈のご案内	16

札幌西法人会よりインターネットセミナーのご案内

札幌西法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.nishi-houjinkai.or.jp/>

札幌西法人会 検索で検索いただけます

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID: ●●●●● パスワード: ●●●●●

ログイン

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID: **hj1103** パスワード: **0763**

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め SDGsをめぐる動き

経済ジャーナリスト
浜田 節子

お勧め テレワーク時代のスタンダード「Zoomミーティング」活用セミナー

株式会社ブレン パソコンセミナー専任講師
岩見 誠

お勧め 知られざる北朝鮮の実情

ジャーナリスト・元毎日新聞中国総局長・元毎日新聞外信部副部長(北朝鮮担当) 西岡 省二

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 《解放リスト》57秒の元気術	松崎 俊道	4分	一般経営	NEW 中小企業が知っておきたい「AI」のこれから	加藤 忠宏	41分
	オンライン会議に最適「Cisco Webex ミーティング」活用セミナー	岩見 誠	18分		雇用調整助成金で危機を乗り切ろう！申請書類作成のポイント	荒木 康之	61分
	今知りたいグリーフケアって何？	石井 亜由美	36分		コロナショックを乗り切る！中小企業の資金繰り術	横山 悟一	59分
	超入門！元刑事が教える面接で役立つネット情報の集め方	森 雅人	25分		～緊急解説！2次補正予算対応版～新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様への支援策	井手 美由樹	60分
	人と人をプラスに導く究極のコミュニケーション術 対談編	大久保 雅士	36分		★ 世代をつなぐ地域再生は“人財づくり”から	外間 明博	56分
労務	社長の「想い」が次世代につながるカンタンすぎる人事評価制度	山本 昌幸	49分	税務・経理	社長と会社にお金を残すためのバランスシート経営	海生 裕明	110分
	改正労働基準法で今すぐ始めるべき実務対応のポイント	赤澤 将	43分		会社のお金の悩み解決講座 第1～4回	仲光 和之	56分
ライフスタイル	NEW 生活リズムを崩さない～睡眠負債解消法 1	矢間 あや	8分	経済・政治	認知症で困らない！「家族信託」活用ガイド	柴崎 智哉	54分
	免疫を整え潜在能力を引き出す睡眠パワーに迫る	長谷川 恵美	30分		新型コロナウイルス後の世界経済と日本	進藤 勇治	36分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
(★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です)

お問い合わせは札幌西法人会事務局まで **TEL:011-231-0763**

令和3年度税制改正提言事項

本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、9月に予定していた全道（稚内）大会が中止となり、北海道法人会連合会の令和3年度の税制改正意見については、道法連書面理事会で採択されました。

北海道法人会連合会の「税制改正提言」は次のとおり。

基本的な課題

I 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

- 緊急事態宣言が5月25日に解除され、新型コロナウイルスは収束の方向に向かいつつあるが、企業を取り巻く環境は刻々と悪化している。今後は、感染症克服と経済活性化の両立を図っていくこととなるが、引き続き、経営実態等を見極めながら、中小企業が生き残るために必要な支援措置を迅速かつ適切に講じることが最も重要である。
- 一方で、新型コロナウイルスへの対策として、これまで2度の補正予算を編成したことにより、令和2年度当初予算分と合わせた国債発行額は90.2兆円（当初予算32.6兆円、1次補正25.7兆円、2次補正31.9兆円）、国債依存度は56.3%となった。
- 新型コロナウイルス収束後を見据えつつ、国債で賄っている感染症対策関係費を現役世代で解消し、将来世代に負担を残さないような基本的議論を開始すべきである。
- 我が国の長期債務残高は国と地方を合わせて1,100兆円を超し国内総生産（GDP）の2倍と、先進国の中で突出して悪化している。

また、2022年から団塊の世代の先頭が後期高齢者入りし始めるなど、社会保障給付の急増が見込まれていることから、2025年度のプライマリーバランス黒字化目標は、引き続き堅持すべきである。さらに、新型コロナウイルス感染症の収束時期が長引き、国債がさらに増え続けると、一層、国債の信認が失われかねない。

- (1)新型コロナウイルス感染症の拡大は、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきており、中小企業の事業継続に影響が生じる恐れがある。我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、引き続き、雇用と事業と生活を守るための支援策を迅速に講じる必要があることを求める。その際、国や地方は、制度の周知・広報の徹底、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を図る等、実効性のある制度とし、企業の倒産・廃業を防ぐことに全力で取り組まなければならないことについても併せて求める。
- (2)感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきであることを求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円（2018年度 約121兆円）に達する見込みである。また、目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。
- 少子高齢化が進む中、将来的にも安心な年金制度を構築するための年金改革法が今国会で成立し、公的年金の受給開始時期の選択枝の拡大、短時間労働者への厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方等が見直された。
- 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する必要がある。
- 社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施することを求める。
- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高めることを求める。
- (3)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立を求める。

3. 行政改革の徹底

- 昨年の消費税率の引き上げに続き、新型コロナウイルスの感染拡大など、国民の生活に過度な負担がかかっている。こうしたなか、国会議員の歳費2割削減は小手先にすぎず、極めて不十分と言える。地方議員も国会議員以上の報酬削減が求められる。
- また、新型コロナウイルス対策が迷走しているなど、国民の政治と行政に対する不信感は極度に高まっている。
- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

第1 法人課税について

1 法人税率の引下げ

平成28年度の税制改正で法人実効税率は、目標としていた「20%」台を実現、平成30年度には29.74%となった。

しかし、OECD加盟国の平均は23.52%であり、米国でも法人税が35%から21%へ引き下げられ、連邦実効税率が25.89%となった。経済のグローバル化が進み、アジア諸国も含め世界的なトレンドとして法人税は低下傾向にある中、国際競争において、日本企業が不利になる可能性は依然として高い。国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化の観点から、25%程度まで引下げるよう求める。

2 課税ベースの拡大について

①欠損金の繰越控除制度を縮小しないこと

原材料の高騰や人手不足による人件費の高騰により、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営は依然として厳しい。

赤字を翌期以降の黒字と相殺できる繰越控除制度は中小企業においては、欠かせない制度である。上限の引き下げについては、中小企業の経営安定に大きな影響を与えかねないため、控除限度額の引き下げには断固反対する。

②外形標準課税の拡大反対

地方法人課税の外形標準課税制度は、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人を対象として、所得割、付加価値割及び資本割が課せられる。

そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引上げや雇用維持に悪影響を与え、地域経済再生に逆行するものである。中小企業への課税強化には断固反対する。

3 中小企業軽減税率の引下げ等

中小企業者等の法人税率の特例が、令和2年度末に適用期限を迎える。

我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、税制特別措置による中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引き下げを求める。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額については、引き続き1,600万円への大幅な引き上げを求める。

4 政策税制措置の拡充・恒久化

①中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

中小企業投資促進税制が令和2年度末に期限を迎える。中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、対象設備の拡大、価格要件の緩和等拡充をした上で、延長あるいは恒久化を求める。

②少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

令和2年度の税制改正において少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が、令和3年度末まで2年延長された。

償却資産管理や納税等の事務負担を軽減するため、少額減価償却資産の全額即時損金算入制度について、全ての企業においても、取得価格10万円未満から30万円未満に引上げることを求める。また、中小企業の利用頻度が高く、既に定着していることから恒久化し、更なる利便性・効率性の向上、設備投資促進の観点から、取得価額の引上げおよび取得合計額の上限撤廃することを求める。

③生産等設備投資促進税制の復活

平成31年度（令和元年度）税制改正において、働き方改革に資する設備投資を明確化した上で延長された「中小企業経営強化税制」が、令和2年度末に期限を迎える。設備の取得前に計画認定を受ける必要があり、使い勝手が悪いと、中小企業に浸透していない。生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図り、国内における設備投資需要を喚起する観点から、中小企業を対象に生産等設備投資促進税制を復活させることを求める。

5 交際費課税制度の見直し

中小法人の交際費課税の特例が、令和3年度末まで2年延長された。交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、景気対策に資するものである。新型コロナウイルス収束後は、消費を喚起し、景気を盛り上げていくという観点から定額控除限度額の引上げに止まらず、交際費の全額損金算入を認めるべきである。

6 役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与以外については損金不算入とされているが、業績連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう強く求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、期首から3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

7 中小企業欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充

現行、繰戻し期間は直近過去1年の事業年度に限定されているが、中小企業の欠損法人のキャッシュフロー対策として、3年程度へ見直すとともに、恒久化を求める。

第2 所得課税について

1 所得税の配偶者控除及び課税方式の見直しについて

一億総活躍社会の実現にむけた働き方改革をすすめるためには、就業調整をしなくて済む抜本的な見直しと、少子高齢化を緩和する具体的な少子化対策が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

また、急激な税負担の増加防止や少子化対策として、税制の観点からは世帯単位課税（N分N乗方式）の導入等、課税方式の見直しも同時に検討を進めることを求める。

第3 資産課税について

1 相続税

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引上げる等税率構造の見直しが行われた。このため、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。相続人の負担を緩和するため、また少子化対策の観点から、基礎控除3,000万円並びに法定相続人1人あたりの控除額600万円の引上げを求める。

加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

2 贈与税

①贈与税の基礎控除の見直し

贈与税については、若年世代への資産移転を促し、その有効活用を図る観点から、これまで、直系尊属に対する税率構造の緩和、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置などが講じられている。

贈与税は経済の活性化に資することから、基礎控除（110万円）の引き上げについて提言する。

②相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

3 事業承継税制

①改正事業承継税制の周知と更なる要件緩和

事業承継税制の拡充の一環として、個人事業者向け事業承継税制も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離した本格的な事業承継税制の創設が必要である。また、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。引き続き納税猶予制度の更なる利用促進をはかるため以下の要件の見直しを強く求める。

- ・相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
- ・会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として扱い、個人資産評価額の一定割合を減額する等、相続税の評価方法を見直すとともに相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。
- ・取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。

②事業用財産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

わが国の納税猶予制度は一步前進したが、欧州主要国と比較すると限定的な措置に留まっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離して課税し、非上場株式を含む事業用財産を軽減あるいは免除する制度の早期創設が求められる。

第4 消費課税について

①軽減税率について

消費税率引上げに伴い、軽減税率制度が令和元年10月に導入された。軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、中小企業をはじめとするすべての事業者には過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であることから本質的に導入されるべきではなく、事業者からは依然強く反対する声がある。引き続き法人会として、きめ細かな支援措置の実施を求めていくとともに、導入後の状況を検証し、問題があれば単一税率にすることを求める。

②適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

消費税引上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることとなった。

移行に伴う煩雑な事務処理等で、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。また、小売事業者にレジの導入・システム改修の支援措置が設けられているが、インボイス制度の導入には、全ての事業者の経理業務の見直しが必要なことから、これらに対する新たな支援措置の実施を求める。

また、インボイス制度導入に当たっては、小規模事業者に与える影響が大きいことから「免税事業者」に対しても「登録番号」を発行し売り上げ先の課税事業者の仕入控除を可能にするよう求める。

③価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられることとなったが、消費税率の引き上げにともない、中小企業者の中で価格転嫁についての不安は大きく、円滑かつ適正な価格転嫁に支障が生ずることのないよう、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら、関係機関が連携のうえ強力かつ確実に実行されるよう求める。

第5 地方税制について

1 固定資産税

①固定資産税の抜本的見直し

固定資産税に対しては、地域格差はあるものの都市部で地価上昇の兆しが表れるなど重税感が高まっており負担減を求める。

また、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一元化等評価方法および課税方式の抜本的見直し（宅地評価の収益還元価格での評価等）を求める。

建物の評価額は、耐用年数を経過しても残存価格20%が維持されている。耐用年数が経過した後は、残存価格5%程度までは減額または引き下げるべきである。

②固定資産税の免税点の引き上げ等

設備投資の促進を図るため、固定資産税における減価償却資産の免税点150万円を300万円に引き上げることを求める。併せて中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化を図るため「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」において対象取得価格を引き上げ、対象取得価格の計額を撤廃し全額損金算入できるよう求める。

2 事業所税の廃止

平成15年度税制改正において新增設分に対して課せられる事業所税は廃止されたが、「事業にかかる事業所税」は存続している。事業所税自体が固定資産税と二重課税的な性格を有すること、市町村合併の進行により課税対象が拡大することなどから廃止を求める。

3 法人住民税の超過課税の解消

地方税における法人住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を対象として課税されており、十分な説明もないまま恒久的に課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は

行うべきではなく、行財政改革の推進の観点からも速やかに解消するよう求める。

4 安易な法定外目的税の導入反対

法定外目的税は、環境対策の観点から導入されている場合も多いが、こうした独自課税の実施に当たっては、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、法人企業に対して安易な課税は行わないよう求める。

5 申告納税の合理化

情報の流れもあり、行財政改革の推進と納税者の利便、事務負担の軽減を図るため、国税と課税対象を同じくする法人事業税・都道府県民税等の申告について地方消費税の執行同様に一層合理化を諮るよう求める。

第6 その他

1 電子申告について

更なる利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告（e-L Tax）との一体化の検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

2 社会保険料の法人負担分の減額

社会保障と税の一体改革において、事業主の負担に大きく依存した社会保障制度の見直しなど給付と負担のバランスを踏まえた一体的な見直しを求める。

3 寄付金の損金等算入額の拡大

寄付金の損金算入限度額の計算については、現在、資本基準と所得基準とにより計算されている。資本基準は、資本金と資本準備金等の合計額を基準に計算されているが、この基礎となる合計額は、会社法の施行により最低資本金制度が廃止されたこと、資本金等を有する普通法人以外の法人には適合しないことなど必ずしも法人等の本来的な財務能力（寄付能力）を表していない。そこで、資本基準を廃止し、純資産基準を基礎に計算を行うべきである。

また、所得基準を拡大するほか、最低損金算入限度額を保証し単年度の所得がマイナスであっても一定額の寄付金の損金算入を認めるべきである。

指定寄付金の拡充について、今日企業には、社会貢献の一環とした利益還元が求められる時代となっており、公益法人やNPO法人等に対する寄付金で社会貢献に資すると認められるものについては、積極的に指定寄付金とするなど指定寄付金の拡充を図るべきである。

4 印紙税の廃止

印紙税は流通取引に付随して行われる特定文書の作成行為を捉えて課税するものであるが、文章の作成行為自体担保力があるとは考えられない。また、近年の電子商取引の発展により電子決済やペーパーレスが進んでいるが電子文書は印紙税法上、課税文書に該当せず課税の公平性が損なわれていることなどから印紙税は廃止すべきである。

5 社会保障・税の共通番号制度（マイナンバー）

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現するなどメリットは大きいですが、個人情報の流失や悪用への対応や費用対効果が課題となる。

個人情報の管理に万全を期し、コストの明確化により、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求める。

また、事業者に対しては過度な事務負担とならないよう柔軟な運営を求める。

6 災害対応税制

激甚災害法に基づく激甚災害損失控除の創設

現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合にのみ、差引損失金額から総所得金額等の10%を控除した上で行うこととされている。しかし、

- ①激甚災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること。
- ②激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること。
- ③激甚災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず広く納税者の理解と納得が得られると考えられること。

等の観点から、雑損控除から激甚災害による損失を独立させて激甚災害損失控除とすべきである。その際には、所得控除の中における控除の順序についても考慮することが必要である。

なお、激甚災害では資産損失だけではなく、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用が長期的に発生している。これらの支出についても激甚災害損失控除の対象とすることが適当である。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策提言

新型コロナウイルス感染症の拡大は収束時期がいまだ見通せず、企業活動に深刻な影響を与えている。国民の間には閉塞感が漂い、消費マインドも低下している。とりわけ、我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、中小企業が生き残るために必要な金融・税制面での万全な支援措置を迅速かつ適切に講じるのが最も重要である。

中小企業が生き残るために必要な支援措置の拡充等を講ずるよう引き続き次の点について強く求める。

1. 企業の資金繰り支援（貸付・保証）
2. 給付金による支援の拡充（持続化給付金）
3. 助成金支援・要件緩和（雇用調整・店舗等家賃支援、有給休暇取得）
4. 補助事業支援（ものづくり・IT導入・テレワーク等）
5. 税金・社会保険料・光熱費等の支払猶予支援
 - ・納期限が到来する所得税、法人税、消費税の納期の猶予措置の延長及び延滞税の免除
 - ・固定資産税及び都市計画税の軽減（減免）措置（償却資産・事業用家屋）等の税制支援措置の延長



京都のALS嘱託殺人事件を機に 安楽死問題を考える

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

医師と患者がネット交流していたSNS時代の犯行

この事件は2019年11月30日夕、難病の筋委縮性側索硬化症（ALS）の患者だった女性（51歳）が、京都市中京区の自宅マンションで意識不明になっていたのが発端でした。女性は独り暮らしでしたが、24時間体制のホームヘルパーがいて、その証言によると、同日午後5時20分ごろ初対面の男性2人が女性を訪ねてきて、10分ほどで引き揚げました。別室にいたヘルパーが女性の異変に気づき、主治医に電話して救急搬送しましたが、女性は搬送先で午後8時過ぎに亡くなりました。死因は急性薬物中毒と特定されました。

京都府警は女性のパソコンやマンションの防犯カメラなどから、姿を消した2人の捜査を続けていましたが、翌年2020年7月23日、宮城県名取市の医師（42歳）と東京都港区の医師（43歳）を嘱託殺人罪の容疑で逮捕しました。2人は違う大学でしたが、学生時代からの知り合いで、当日は京都駅で合流し、市内のホテルで談合した後、女性宅に一緒に現れました。

女性が苦しんでいたALSは、筋肉を動かす神経が障害を起こし、全身の筋肉がやせ細って、筋力が低下していく病気です。国内の患者は約9千人と推計されていますが、根本的な治療法は確立していません。この女性は大学在学中から海外旅行の好きな活発な人でしたが、近年は自力で食事は出来ず、胃にチューブをつなぐ「胃ろう」で栄養補給をしていました。2人の医師はそこから劇薬を投与したようです。

女性は眼球の動きで操作するパソコンから「何ひとつ自分のことの出来ない私は、何をもって人間の個を守っているのだろうか」と生きる悩みを訴えていました。そして医師の1人とツイッターで安楽死やその料金のことで何回もやり取りを繰り返し、現金130万円を振り込んでいました。

積極的安楽死と消極的安楽死が、どう違うのかの理解を

安楽死の定義は、広辞苑によると「助かる見込みのない病人を、本人の希望に従って、苦痛の少ない方法で人為的に死なせること」です。この「人為的に」が自分であれば自殺ですから犯罪になりませんが、日本の法律は安楽死を明確に認めてないので、医師が患者から依頼を受けた行為であっても刑法上は処罰の対象となり、責任を問われます。それが今回の嘱託殺人罪であり、自殺関与罪や自殺幫助罪が適用されることもあります。

2人の医師も違法性は熟知していたようで、ブログでは身分を明かすのを嫌がる表記をしており、女性宅を初めて訪ねた犯行日も事務的な訪問記録表に2人とも偽名を使っていました。ネットの交流でよく知っている間柄とは言え、現職の医師が初対面の女性をわずか10分で殺害に至る行為をして逃亡とは、何とも凄い世の中になったものと世間を驚愕させました。

安楽死と言えば、現在、用語として広く使われているのは「積極的安楽死」と「消極的安楽死」の2つです。前者は既に説明した内容と変わりませんが、後者は死期の迫った末期患者に対し、尊厳を守って死を迎えさせたいという考えに基づくもので、患者の明確な意思表示があれば、医師が延命治療を中止することです。いわゆる尊厳死とよく似てはいますが、事件発覚後、日本尊厳死協会は「医行為としては社会的規範を逸脱しており、医師の倫理規定違反は明白で、到底容認できるものではありません」と見解を公表しています。同協会が自然死、平穏死を望む人たちのために「リビング・ウィル（終末期医療における事前指示書）」を発行していることは、ご存じと思います。

なお、参考までに安楽死に関わった医師の違法性については、1962年の名古屋安楽死事件と1995年の東海大学病院安楽死事件の判例から、『患者が耐え難い激しい肉体的苦痛に苦しんでいる』な

ど4点を満たしていなければ違法」とされています。国際的にはスイスが1942年に安楽死を法律で制定していますが、他国人にも医師が薬物を渡して希望をかなえる自殺補助を容認しています。

さて、少し難しい安楽死問題はともかく、誰しにも死はやって来ます。京都事件は間もなく裁判が始まるでしょうが、事件の経緯を教科書に、私たちは避けられない死をどう迎えるべきか、秋の夜長にじっくり考えてはいかがでしょうか。

【筆者紹介】

大谷克弥（おおたに・かつや） 医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

私たちは公益法人を支えます

(令和2.6～2.9 新入会員)

支 部	新 会 員 名	住 所 (個人会員の自宅略)	入 会 の 紹 介 者
山 鼻	(株)うまい屋	中) 南11条西7丁目2-21 宝ビル地下1階	(株)ワンズエージェンシー 平間
	養和監査法人 札幌事務所	中) 南10条西14丁目1-25 GMSビル	養和監査法人 札幌事務所 山内良祐
	宮田利朗税理士事務所	中) 南21条西9丁目1-20-204	宮田利朗
	(株)REVIVE Sapporo	中) 南13条西8丁目1-35-205	9/9新設税務研修会 参加
大 通	(株)高橋不動産	中) 大通西12丁目4-78 WEST12ビル3F	大同生命保険(株) 栗林穂菜美
	高野哲 (個人)		(株)花岡電器 花岡伸郎
桑 園	(株)クレディセゾン 北海道支社	中) 北5条西6丁目2-2 札幌センタービル3F	事務局
	前田雄二税理士事務所	中) 北4条西16丁目 第一ビル	札幌第一興産(株) 武田治
	税理士法人 五ノ井会計事務所	中) 北4条西16丁目1 第一ビル7階	札幌第一興産(株) 武田治
	宮本信税理士事務所	豊) 月寒東4条19-2-31	事務局
	北垣税理士事務所	中) 北4条西16丁目1 第一ビル7階	札幌第一興産(株) 武田治
琴 似	(株)アクア・プランニング	西) 二十四軒1条1丁目1-12	AIG損害保険(株)札幌支店 山中貴雄
	(株)ニッポク	西) 二十四軒1条2丁目1-9	HIホールディングス(株) 工藤
	(株)北令	西) 二十四軒2条6丁目3-28-302	AIG代理店 アイリス研究(株) 川合
	(有)三条商事	中) 北3条東3丁目1	ベル食品(株) 福山恵太郎
発 寒	NRS北海道(株)	西) 発寒11条4丁目15-34	AIG損害保険(株) 馬場和則
西 野	(株)リハ・イノベーション	西) 福井5丁目18-41	AIG損害保険(株)札幌支店 山中貴雄
	(株)ジョイナス	西) 西野6条10丁目4-8	札幌北 (株)オネスト 原哲也
手 稲	(有)岩本工務店	手) 新発寒1条1丁目1121-14	札幌北より会員異動
	北海道電気相互(株)	手) 前田10条11丁目1-10	AIG代理店 (株)ベスト・パーソン

「北海道赤十字血液センター」にテント寄贈

令和2年9月25日 新型コロナウイルス感染症の感染予防に役立ててもらうため「北海道赤十字血液センター」に「テント」を寄贈しました。

当会では、平成11年から実施している社会貢献事業の「献血活動」を本年も10月に新型コロナウイルス感染症に配慮しながら実施しました。(22回目)

テントは、献血バス内で順番待ちの方が「密」になるときに、順番待ちの控え場所として使用するもので、北海道赤十字血液センターからは新型コロナウイルス感染予防に大変有効でありがたいと感謝状が贈られました。



札幌5法人会共催セミナー 中止のお知らせ

令和3年1月13日(水)開催予定のセミナー「社長さんに教えた税務調査の話」は中止になりましたのでお知らせします。

札幌市からのお知らせ

従業員の方の個人住民税は給与から特別徴収してください。

●札幌市では、個人住民税の特別徴収を徹底しております

以下の事由に該当しない場合は、原則として特別徴収としていただく必要があります。

＜例外として普通徴収が認められる事由＞

- (1) 毎月の給与が少なく個人住民税を引ききれない
- (2) 給与の支払いがなく個人住民税を引けない月がある
- (3) 前年中の給与支払額が100万円以下である
- (4) 事業専従者である（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）
- (5) 他の事業者で特別徴収を実施する（所得税の乙欄適用者など）
- (6) 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定である

●特別徴収を始めるための手続きについて

令和2年分の給与支払報告書を提出いただく際に、総括表の報告人員欄に特別徴収者と普通徴収者の人数内訳を記入し、個人別明細書は特別徴収者と普通徴収者に区分して添付してください。

なお、eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する場合は、個人別明細書ごとに特別徴収か普通徴収かを選択することとなります。

●令和3年度から、特別徴収を実施しない場合は「特別徴収実施困難理由書」の提出が必要となります

令和3年度より、従業員の方全員分の給与支払報告書を「普通徴収」として提出する場合は、「特別徴収実施困難理由書」の提出が必要となります。

※ 「特別徴収実施困難理由書」の提出がない場合、普通徴収として提出された方に関して特別徴収に切り替えて税額決定通知書をお送りする場合がございますので、御注意願います。

「特別徴収実施困難理由書」の様式については、札幌市ホームページからダウンロードいただくか、札幌市中央市税事務所特別徴収係（TEL：011-211-3075）に御連絡ください。

* 様式ホームページ ⇨ [札幌市 特別徴収実施困難理由書](#) で検索

給与支払報告書の提出等はeLTAX（エルタックス）が便利です。

●eLTAX（エルタックス）とは

インターネットを利用して電子的に地方税の手続きを行うことのできるポータルシステムです。

札幌市では、給与支払者の皆様の申告事務の負担軽減を図るため、eLTAXによる給与支払報告書や異動届出書等の電子申告を導入しております。

無償のeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk）や、市販の税務・会計ソフト（eLTAX対応のソフトウェアに限ります）を使って自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じてお手続きいただけます。

●eLTAXまたは光ディスクでの給与支払報告書の提出義務の基準が変わっています

eLTAXまたは光ディスクでの給与支払報告書の提出義務の基準が変わったことにより、平成31年度（平成30年分）の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が100枚以上であった場合には、令和3年度（令和2年分）の給与支払報告書はeLTAXまたは光ディスク等で提出する必要がありますので、お早めに御準備をお願いします。

※ 前々年の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が基準以上となる場合は、給与支払報告書をeLTAXまたは光ディスク等で提出するよう義務化されています。

●地方税共通納税システムについて

令和元年10月より、地方税共通納税システムの運用が開始されたことに伴い、特別徴収の納入手続きがインターネットを通じて行うことができるようになりました。

従来は、納入書を使用し、金融機関等の窓口にて納入手続きを行っていただいておりますが、地方税共通納税システムを用いれば、インターネットからの納入手続きが可能となるため、金融機関へ足を運ぶ必要がなくなります。

また、一度の手続きで複数の地方公共団体への納入も可能となります。

なお、手数料は無料となっておりますので、どなたでもお気軽に御利用いただけます。

詳しくは、下記のeLTAXホームページを御覧ください。

* eLTAX ホームページ（地方税共同機構）⇨ <http://www.eltax.jp/index.html>

令和2年分からの 年末調整手順の電子化について ～スケジュール編～

年末調整手順の電子化とは

令和2年10月以降、年末調整手順の電子化によるバックオフィス業務の簡便化ができるようになります。



スケジュール例(令和2年12月まで) ※年調ソフトを利用した場合

令和2年分の年末調整電子化に向けたスケジュール案です。具体的な内容については、対応するパンフレットをご覧ください。

	対応 パンフ	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国税庁からの 情報提供等	—	★FAQ(公開済)			★パンフレット ★年調ソフト プロトタイプ公開		★マイナポータル連携 接続テスト開始		★年調ソフト公開 ★マイナポータル連携 サービス開始		

〔勤務先側の準備〕

従業員へ マイナンバー カード取得依頼											
実施方法の検討	勤1										
給与システム の改修等	勤2										
税務署への届出	勤2										
従業員へ年末調整 実施手順を周知	勤1										
年税額計算 ・精算処理	—										

〔従業員側の準備〕

マイナンバー カードの取得											
年調ソフトの取得※	従1										
保険会社等と マイナポータル との紐づけ作業	従2										
控除証明書等 データの取得	従1										
控除申告書データ 作成・提出	従3										

※ 勤務先が控除申告書データを作成するためのアプリを配付する場合は「年調ソフトの取得」は不要となります。

次ページ：どんなメリットが？

電子化のメリット

年末調整手順の電子化とは、年末調整の際に、

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等を**データで取得し**、
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などを**データで作成**、
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先に**データで提供し**、
- ④ 勤務先において、提供された**データを基に年税額を自動計算**し、提供された**データを保管**するもので、以下のようなメリットがあります。

勤務先のメリット

1 保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算が不要

従業員が、年調ソフトの控除額の自動計算機能を利用して保険料控除申告書や配偶者控除等申告書を作成することにより、これまで給与担当者の負担となっていた、控除額の検算事務が不要となります。

2 控除証明書等のチェックが不要（従業員が控除証明書等データを利用した場合）

従業員が保険料控除申告書の作成の際に控除証明書等データを利用すれば、給与担当者が毎年行っていた、従業員が提出した保険会社等の控除証明書等（書面）との突合作業が不要となります。

3 従業員からの問合せが減少

年調ソフトの入力支援機能や、今後設置予定の「年末調整電子化ヘルプデスク（仮称）」を利用することにより、従業員から給与担当者への問合せが減少することが見込まれます。

4 年末調整関係書類の保管コストの削減

従業員から提供されたデータを原本として保管するため、書類の保管が不要となります。（従業員から書面で提出を受けた書類がある場合は当該書類の保管が必要となります。）

従業員のメリット

1 控除額等の記入・手計算が不要

これまで従業員が手計算していた配偶者（特別）控除や生命保険料控除の控除額について、年調ソフトに必要な項目を入力又は控除証明書等データを取り込むことにより、自動計算することができます。

また、「マイナポータル連携」を利用すれば、加入している保険のデータ等を年調ソフトに自動入力することができます。

2 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要

控除証明書等（書面）を紛失した場合は、これまで保険会社等に再発行を依頼していましたが、データ取得の場合、誤ってデータを消去してしまったとしても、迅速に再取得することができます。

3 データ提出なら押印が不要

データ提出なら電子署名又はパスワードで提出できるので、テレワークの方などが押印・提出のために出社する必要がなくなります。

4 勤務先からの問合せが減少

年調ソフトの入力支援機能を利用することにより誤りのない控除申告書が作成できますので、控除申告書の提出後、勤務先からの控除申告書の内容についての問合せが減少することが見込まれます。

Q：年調ソフトとはなんですか？
 A：年調ソフト（年末調整控除申告書作成用ソフトウェア）とは、年末調整手順の際に従業員が作成する年末調整申告書を作成するために、国税庁が無償提供するソフトウェアです。（令和2年10月から利用可能予定）

Q：マイナポータル連携とはなんですか？
 A：マイナポータル連携とは、従業員が年末調整申告書データの作成中に、保険料控除等で使用する控除証明書等データを、マイナポータル経由で一括取得する機能のことです。

年末調整手順の電子化、マイナポータル連携については、国税庁ホームページに詳しい情報を掲載しています。

こちらの2次元コードからご覧ください⇒



国税庁
（法人番号7000012050002）



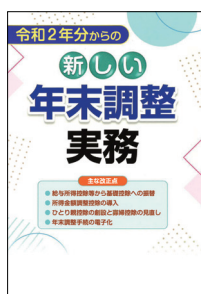
小冊子のご案内

法人会では、会員・非会員を問わず公益事業の一環として、経営、税務、労務等各分野にわたる下記の小冊子を無料で贈呈しています。ご希望の方は、郵送料として1冊、切手84円×2枚を負担していただければ送付いたしますので、事務局まで郵送でお申し込み下さい。

また、直接事務局へ取りにこられても結構です。

(部数に限りがありますので、先着順とさせていただきます。法人会員は郵送料無料です。)

- ① 令和2年分からの新しい年末調整実務 ② 否認されない！ 役員給与の税務のポイント ③ コロナ禍からの立ち直り 財務再建・事業再生ロードマップ



(40ページ)



(40ページ)



(47ページ)

- ④ 事業継続計画 (BCP) 策定のポイント ⑤ 就業規則変更の実務のポイント ⑥ 職場で活かそう！ 事例で学ぶ「報・連・相」



(40ページ)



(52ページ)



(39ページ)

このままコピーし、下記に記入のうえ切手を同封して送付願います

小冊子の申込書

060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目北海道建設会館2階 ☎231-0763 FAX241-3216
(公社)札幌西法人会 事務局 御中

年 月 日

申込法人名 _____ 会員・非会員 (○で囲む)

郵便番号 住所 _____

電話番号 _____
FAX番号 _____

(切手84円×2枚×○部)を同封して、下記のとおり申し込みます。
法人会員、法人賛助会員、個人賛助会員は郵送料無料としますので、FAXにて申し込みください。

参考図書番号	①	②	③	④	⑤	⑥	計
申込部数							